

大和市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、当分の間、大和市放課後児童クラブ事業条例（平成19年大和市条例第43号）に基づき本市が開設する放課後児童クラブの運営補助に関する事務を、大和市教育委員会の教育部長、事務局職員又は教育機関の職員をして補助執行させる。

令和2年3月2日

大和市長 大 木 哲